



共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整要領について（通知）

技術基準の種類：設計・施工
通知日：平成3年3月1日改正

発管第37号
昭和56年2月26日
改正〔発管第316号
平成3年3月1日〕

部内各課長殿
部内各地方機関の長殿

土木部長

共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整要領について（通知）

このことについて、別添のとおり定めましたので、平成3年4月1日以降起工決裁する工事及びゼロ国債・ゼロ県債工事に適用してください。

なお、昭和56年2月26日付発管第37号、昭和61年7月2日付発管第176号中各種基準の改正について5、平成元年3月31日付発管第377号で通知している諸経費調整要領及び運用等は廃止します。

共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整要領

- 1 一般的事項
 - 1 総則
 - 1-1 趣旨
土木部が施行する工事は、単独工事に見合う工事費で積算することを原則とするが、本要領は、現場条件により、工事費のうち共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等（以下「諸経費」という）を調整することが妥当となる場合について、その積算方法を定めたものである。
 - 1-2 定義
 - (1) 諸経費の調整とは、工事を発注する際に、近接した既発注工事（以下「現工事」という）の施工業者がその工事も受注した場合、または近接する複数の工事を同一業者が同時期に受注した場合の実行予算上の有利性に対応した積算を行うことをいう。
 - (2) 近接とは、4トン車以上の車の通行が可能な公道に沿った至近距離が、概ね1km以内の場合をいう。
 - 2 適用範囲
 - 2-1 工期
同一工事区域内または工事区域が近接する工事で、工期が重複または継続する工事に
いて調整するものとする。
ただし、工期が継続する工事には、現工事の工事完成届受理日から調整しようとする工
事の入札日までが14日以内の場合を含める。
 - 2-2 発注形態
諸経費調整を行うのは次の発注形態の場合とする。ただし、共同企業体（JV）とその
1構成員との調整は行わないものとする。
 - (1) 現工事の施工業者を含めて指名競争入札をし、現工事の施工業者が落札した工事（以
下「追加工事」という）の場合
 - (2) 近接して発注する2つ以上の工事に同一業者を含めて同時期に指名競争入札をし、同
一業者が落札した工事（以下「同時発注工事」という）の場合
 - (3) 現工事の施工業者随意契約を行う工事（以下「随契工事」という）の場合
 - 2-3 工事種別
 - (1) 諸経費調整は、次表の工事種別により、同一の工事種別に属する工事間で行うものとし、

工事種別表

工 事 種 別 表

工事種別	発注工事種別
A	一般土木工事、法面処理工事、港湾工事、塗装工事 交通安全施設工事
B	欄橋工事、機会設備工事
C	プレストレスト・コンクリート工事
D	電気工事、通信設備工事
E	一般建築工事、建具工事、内外装工事、屋根工事
F	塗装工事
G	造園工事
H	さく井工事
I	管工事

(2) 工事種別が異なり、積算体系が同一（一般管理費等率が同じもの）の工事の場合、仮設物（指定仮設等）が共用できる場合は、その部分について調整する。また、現場管理費は調整しない。一般管理費等については調整す。

(3) 工事種別が異なり、積算体系が異なる工事の場合は調整しない。ただし仮設物が共用できる場合はその部分のみ調整する。

2 - 4 事業

対象とする事業は原則として土木部が発注主体となる事業とする。なお、災害復旧工事及び他部局からの受託工事についても対象とする。

2 - 5 会計年度

繰越、債務負担工事については、年度で区切らず全体工事を調整対象とする。

3 諸経費調整に基づいた契約を行う時期

(1) 追加工事及び同時発注工事の場合は、同一業者が落札した後、できるだけすみやかに諸経費調整を行い変更契約するものとする。

(2) 随契工事の場合は、当初設計額の算定時点で諸経費調整を行い、契約するものとする。

4 入札に当たっての取り扱い

追加工事及び同時発注工事の入札に当たっては、現場説明書の特記事項中その他に、次のとおり追記する。

「この工事の受注者が、近接する区域において工期が重複または継続する工事も受注している場合は、諸経費を調整したもので変更契約する。」

5 設計変更

5 - 1 追加工事または随契工事の場合

諸経費の対象とする現工事の設計金額は、追加工事または随契工事の発注される時点のものとし、その後現工事の設計金額に変更を生じた場合でも、変更前の設計金額を調整対象とする。

ただし、追加工事または随契工事の設計変更時点で、現工事の設計変更が30%以上であった場合は、変更後の設計金額を調整対象とする。

5 - 2 同時発注工事の場合

一方の工事を設計変更するときの他方の工事の調整対象金額は、当初設計金額とする。ただし、設計変更時点で他方の工事の設計変更が30%以上であった場合は、変更後の設計金額を調整対象とする。

6 その他

上記1～5の取り扱いに疑義が生じた場合は、事業課及び管理課と協議すること。

別表一1

積算体系 (一般管理費)	現場管理費の 工種区分	日の細分	箇所	共通仮設費						設置費		現場管理費	一般管理費等	備考
				仮設費 共用できる 部分のみ ○	撤去費	準備費	安全費	技術管理費	管理費					
異なる	異なる			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	① 組合せ例
同	同			○	×	×	×	×	×	×	×	○	○	②
異なる	異なる			△	△	△	△	△	△	△	○	○	○	③
同	同	異なる (異種事業)		○	△	△	△	△	△	△	○	○	○	④
同	同	同一 (同一事業)	異なる	○	△	△	△	△	△	△	○	○	○	⑤
同	同	(")	同一	○	△	△	△	△	△	△	○	○	○	⑥

×……調整しない △……原則として調整しない ○……調整する

- ① 道路改良(A)ー建 築(D) ④ 道路改良ー特殊改良1種
- ② 道路改良(A)ー造 園(G) ⑤ 橋梁整備A橋の下部ーB橋の下部
- ③ 道路改良(A)ー河川改修(A) ⑥ 道路改良(1工区)ー同箇所(2工区)

(注) 積算体系が同一とは、一般管理費等率が同じものをいう。

注) 積算体系が同一とは、一般管理費等率が同じものをいう。

2 共通仮設費の調整及び調整計算

1 追加工事の場合

1-1 仮設費

共用できる場合は、その部分のみ調整する。
 なお、追加工事が発注されることにより、現工事において仮設物の撤去費が不要となる
 ことが明らかな場合は、撤去費を現工事に計上しないものとする。

1 - 2 運搬費
 現工事と追加工事が純工期（準備、後片付けを控除した工期）で重複する場合に限り調整する。また、現工事で計上している建設機械等が追加工事に共用または転用できるものについては調整する。
 率計上分は原則として調整しないものとするが、工期、工事区間がほとんど連続または重複し、これによることが明らかに不当と判断される場合はこの限りでない。

1 - 3 準備費、安全費、技術管理費、営繕費
 原則として調整しない。ただし、工期、工事区間がほとんど連続または重複し、これによることが明らかに不適当と判断される場合はこの限りでない。

1 - 4 調整計算
 調整計算の一般式は次のとおりとする（先取り方式）。

$$A \{ (P1 + P2) \cdot 1 + (\quad 1 + \quad 2) \} - (P1 \quad 2 + \quad 1)$$

A : 追加工事の共通仮設費
 P1 : 現工事の対象額
 P2 : 追加工事の対象額
 1 : (P1 + P2) に相当する主たる工種の共通仮設費率
 2 : P1 に相当する現工事の共通仮設費率
 1 : 現工事の共通仮設費のうち積上げ分
 2 : 追加工事の共通仮設費のうち積上げ分

2 同時発注工事の場合
 上記1の取り扱いにおいて、「追加工事」を先に変更契約する工事に、また「現工事」を他方の工事に読み替えて適用する。

3 随契約工事の場合
 上記1の取り扱いにおいて、「追加工事」を随契工事に読み替えて適用する。

3 現場管理費の調整計算

1 追加工事の場合

1 - 1 調整方法
 現工事と追加工事との純工事費を合算したもので現場管理費を求め、現工事の現場管理費を控除したものの範囲とする。
 現工事と追加工事で工種が異なる場合は、現工事と追加工事の純工事費の合算額に相当する主たる工種（直接工事費の大きい方の工種）の現場管理費率を適用する。

1 - 2 調整計算
 調整計算の一般式は次のとおりとする。

$$A \{ (B + C) \times \quad 1 \} - B \times \quad 2$$

 A : 追加工事の現場管理費
 B : 現工事の純工事費
 C : 追加工事の純工事費
 2 : (B + C) に相当する主たる工種の現場管理費率 (J0 x F s)
 2 : B に相当する現工事の現場管理費率 (J0 x F s)

2 同時発注工事の場合
 上記1の取り扱いにおいて、「追加工事」を先に変更契約する工事に、また「現工事」を他方の工事に読み替えて適用する。

3 随契工事の場合
 上記1の取り扱いにおいて、「追加工事」を随契工事に読み替えて適用する。

4 一般管理費等の調整計算

1 追加工事の場合

1 - 1 調整方法
 現工事と追加工種の工事原価を合算したもので一般管理費等を求め、現工事の一般管理費等を控除したものの範囲とする。

1 - 2 調整計算
 調整計算の一般式は次のとおりとする。

$$A \{ (B + C) \times (\quad 1 \times \quad 1) \} - B \times (\quad 1 \times \quad 2)$$

 A : 追加工事の一般管理費
 B : 現工事の工事原価
 C : 追加工事の工事原価
 1 : (B + C) に相当する一般管理費等率
 2 : B に相当する現工事の一般管理費等率
 1 : 現工事と追加工事の前払金支出割合による一般管理費等率の補正係数
 ただし、現工事と追加工事の前払金支出割合が異なる場合は、BとCの加重平均による前払金支出割合から求めた補正係数
 2 : 現工事の前払金支出割合による一般管理費等の補正係数

2 同時発注工事の場合
 上記1の取り扱いにおいて、「追加工事」を先に変更契約する工事に、また「現工事」を他方の工事に読み替えて適用する。

3 随契工事の場合
 上記1の取り扱いにおいて、「追加工事」を随契工事に読み替えて適用する。

5 現工事が複数の場合の扱い

1 現工事の範囲

現工事は、同一業者が施工している工事で、工期が重複または継続している全工事とする。

2 調整計算

2～4の修正計算方法において現工事とあるのは、現工事が重複ある場合は、その合算工事費をもって調整対象とする。
 現工事が既に完成している工事と諸経費調整済みの工事の場合は、工期が継続している工事全体をひとつの工事として諸経費を仮想計算し、先取り方式で調整する。ただし、単独諸経費の方が安価となる場合はそれによる。

(例)



P4 工事の諸経費の調整方法の一般式は次のとおりとなる。

$$A \{ (P2^* + P3^* + P4) + (2^* + 3^* + 4) \} - \{ (P2^* + P3^*)^* + (2^* + 3^*) \}$$

- A : 追加工事の共通仮設費
- $P2^*$, $P3^*$: 現 $P2$, $P3$ 工事を 1 つの工事として諸経費を仮想計算する場合の対象額
- $P4$: $P4$ 工事の対象額
- $*$: $(P2^* + P3^* + P4)$ に相当する主たる工種の共通仮設費率
- 2^* , 3^* : $(P2^* + P3^*)$ に相当する主たる工種の共通仮設費率
- 2^* , 3^* : 現 $P2$, $P3$ 工事を 1 つの工事として諸経費を仮想計算する場合の共通仮設費のうち積上げ分
- 4 : $P4$ 工事の共通仮設費のうち積上げ分